
○議長（我孫子洋昌君） ただいまから、休会を解き、令和5年下川町議会定例会を再開し、8月臨時会議を開会いたします。

ただいまの出席議員数は、全員の7人です。

定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

○議長（我孫子洋昌君） 日程第1 「会議録署名議員の指名」を行います。

本臨時会議の会議録署名議員は、下川町議会会議条例第123条の規定により、3番 小原仁興 議員及び4番 中田豪之助 議員を指名いたします。

○議長（我孫子洋昌君） 日程第2 「委員会報告」

議会の運営について、議会運営委員長から報告をいただきます。

大西 功 議会運営委員長。

○議会運営委員長（大西 功君） 令和5年下川町議会定例会8月臨時会議の運営について、本日開催いたしました議会運営委員会の審議結果を御報告いたします。

本日は、8月臨時会議に提案されます議案等の審議要領等について審議を行いました。

8月臨時会議の提案事項については、町長提案が6件で、内容は、行政報告2件、条例改正1件、専決処分報告3件であります。

また、議会提案は1件で、内容は委員会報告1件であります。

これらの状況を考慮し、8月臨時会議の本会議については、本日1日とすることといたしました。

次に、提案議案等の審議要領等についてであります。本日提案される町長提案6件、議会提案1件、合わせて7件につきましては、いずれも本会議において報告、審議を行うことにいたしました。

以上、議会運営委員会における審査結果報告といたします。

○議長（我孫子洋昌君） ただいま報告がありましたが、委員長の報告のとおり、8月臨時会議の審議を要する期間について、本日1日限りとすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（我孫子洋昌君） 異議なしと認め、8月臨時会議の本会議の審議を要する期間は、本日1日限りとします。

以上で委員会報告を終わります。

○議長（我孫子洋昌君） 日程第3 「諸般の報告」を行います。

報告事項は、お手元に配布しておりますので、朗読を省略し、報告といたします。

以上で諸般の報告を終わります。

○議長（我孫子洋昌君） 日程第4 「行政報告」を行います。
町長。

○町長（田村泰司君） 行政報告を述べさせていただく前に、開会に当たりまして一言御挨拶を申し上げます。

8月臨時会議の御案内をいたしましたところ、時節柄大変御多用中にもかかわらず、御出席賜りましたことに、心から感謝申し上げます。

本臨時会議に提案いたします案件は、条例1件、豪雨災害に係る応急対応の専決処分による報告3件のほか、行政報告2件でございます。それぞれ提案時に説明させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。それでは、行政報告を述べさせていただきます。

職員の不祥事に係る懲戒処分等について、御報告申し上げます。

本件は、令和5年3月12日、名寄市内におきまして、職員が酒気帯び運転による道路交通法に違反する行為を行ったことから、この件に関する懲戒処分等を行いましたので、その内容について報告させていただきます。

当該職員は、名寄市内の飲食店で飲酒後、酒気を帯び、呼気10につき、0.15mg以上のアルコールを身体に保有する状態で、令和5年3月12日、午前8時2分頃、名寄市大通南5丁目12番地付近道路において普通乗用自動車を運転したことから、酒気帯び運転の道路交通法違反として、7月18日付けで名寄区検察庁から名寄簡易裁判所へ起訴状による略式命令請求がなされ、7月20日付けで名寄簡易裁判所から罰金30万円の略式命令を受け、8月10日付けで北海道警察旭川方面本部長から、運転免許停止処分書により、違反行為による13点の処分、8月10日から90日間、11月7日までの免許の効力停止の行政処分の通知を受けたものであります。

このことは、地方公務員として、法律を守るべき立場にある町職員としてあるまじき行為であり、全体の奉仕者たる公務員の自覚に全く欠けるもので、地方公務員法第29条第1項第1号及び第3号、職員の懲戒の手續及び効果に関する条例、並びに、職員の懲戒処分並びに訓告及び嚴重注意の措置に関する要綱に基づき、8月21日、停職処分としては最も重い、停職6か月とする懲戒処分を行いました。なお、当該職員につきましては、同日付けで依願退職をしております。

また、事件の発生時期が3月であり、事件発生当時の管理監督者である職員につきましては、私事行為により発生した事件ではあったものの、町民に対して町職員の信用を失墜させる行為として重大であり、管理監督者として、飲酒運転を起こさないように適切な指導を十分に果たしていたとは言い難いことから、監督上の責任として、嚴重注意の措置をしております。

今回の事件につきましては、公務員として重大な信用失墜行為であり、町民の皆さまの信頼を損ない、誠に申し訳なく、深くお詫びを申し上げますとともに、今後このようなことがないように、職員の指導及び管理監督の徹底を図ってまいります。

以上申し上げ、職員の不祥事に係る懲戒処分等の行政報告とさせていただきます。

次に、豪雨による被害状況について、御報告いたします。

8月4日から6日にかけて発生した豪雨による被害状況について、御報告申し上げます。

8月4日から大雨及び洪水注意報が発令され、防災マネージャーを中心に警戒に当たっていたところであります。

まず、雨量のピークとしては、5日の午前8時から6日の午前1時までの間に124.5mmを記録し、5日の午後11時41分に大雨警報、6日の午前4時26分に洪水警報が発令されました。

また、6日の午前2時20分に名寄川・下川観測地点の水位が氾濫注意水位である141.4mに達し、河川水位の上昇による警戒が必要となったところであります。

この状況を踏まえ、6日の午前4時41分に災害対策本部員に招集命令を行い、午前7時に災害対策本部を設置したところであります。

災害対策本部では、1班2人体制で5班に分かれ、午前7時15分から午前8時45分にかけて町内の被害状況を把握するパトロールを行いました。

パトロールの結果、直ちに人命に影響を及ぼすような被害は無い状況を確認できたことから、引き続き災害対策本部において警戒に当たり、その後、午後3時14分に気象警報が全て解除となったことから、災害対策本部を午後3時45分に解散したところであります。

町内の主な被害状況であります。農業関係では、河川や土砂堆積による溢水により、水田や畑の冠水が2件、道路関係では、町道や林道において、道路洗堀、道路側溝の閉塞、路肩崩壊などの被害が29件、一の橋浄水場取水施設の土砂堆積による取水不全、公営住宅や町営住宅の集合煙突周辺からの雨漏れが3件、下川小学校の東側階段や3階廊下の一部において、雨漏れや雨水の侵入によるフローリングの破損などを確認しております。なお、一の橋浄水場の取水不全の対応といたしましては、6日の午後から8日の午前にかけて、消防ポンプ車で下川浄水場の浄水を運搬するなど、一の橋浄水場へ補水を行い、水の安定確保に努めたところであります。

このたびの被害に当たり、応急復旧が必要なものにつきましては、8月7日に補正予算の専決処分を行いました。

また、復旧に設計等時間が必要なものについては、9月定例会議に補正予算をお願いし、準備が整い次第、対応してまいりたいと存じますので、議員各位、町民の皆さまの御理解と御支援等を賜りますようお願い申し上げます、行政報告といたします。

○議長（我孫子洋昌君） 以上で行政報告を終わります。

○議長（我孫子洋昌君） 日程第5 議案第18号「インボイス制度導入等に伴う関係条例の整備に関する条例」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（田村泰司君） 議案第18号 インボイス制度導入等に伴う関係条例の整備に関

する条例について、提案理由を申し上げます。

本案は、令和 5 年 10 月 1 日から消費税の適格請求書等保存方式、いわゆるインボイス制度でございますけれども、これが導入されるに当たり、令和元年 10 月 1 日から引き上げられた消費税率を各種公共施設等の使用料等に適正に転嫁し、インボイス制度に適切に対応していくための改正を行うものであります。

主な改正内容につきましては、令和元年 10 月 1 日から消費税率が 10%に引き上げられた分を各公共施設等の使用料等に転嫁するとともに、適格請求書へ消費税額を適切に表示するため、端数処理の方法を改正するなど、下川町公区会館等の設置及び管理に関する条例のほか 11 条例について、条建てで改正するものでございます。

以上申し上げます、提案理由といたしますので、よろしく御審議の上、御協賛のほどお願い申し上げます。なお、詳細につきましては、担当課長に説明させていただきますので、よろしく申し上げます。

○議長（我孫子洋昌君） 山本敏夫 総務企画課長。

○総務企画課長（山本敏夫君） それでは、議案第 18 号 インボイス制度導入等に伴う関係条例の整備に関する条例につきまして、御説明をさせていただきます。お配りしております議案第 18 号説明資料に基づきまして、御説明をさせていただきます。

改正条例の概要でございますが、まず、インボイス制度につきまして、御説明をさせていただきます。

売手が買手に対しまして、正確な消費税率や消費税額などを伝えるものでございまして、税務署長の登録を受けましたインボイス発行事業者が、適格請求書…いわゆるインボイスでございますけれども…これを発行するものでございます。10 月 1 日以降、請求書や納付書などに登録番号と消費税率、消費税額を表示していくものでございます。

次に、1 番の改正内容でございます。

先ほど御説明させていただきましたとおり、関係 12 条例を条建てで改正するものでございます。令和 5 年 10 月 1 日から、消費税の適格請求書等保存方式（インボイス制度）が施行されるに当たりまして、令和元年 10 月 1 日から引き上げられました消費税率を各種公共施設等の使用料等に転嫁するものでございます。現状の消費税率が「8%相当」になっている条例につきまして、今回、「10%相当」への改正を行うものでございまして、施行日を令和 5 年 10 月 1 日からとするものでございます。なお、令和元年 10 月 1 日以降に消費税率の転嫁につきまして対応済みの条例は除いてございます。

消費税の適切な転嫁を図るため、本体価格（税抜き）につきましては、原則 10 円単位で端数対応とさせていただき考えでございます。

適格請求書に消費税額を適切に表示する必要がありますことから、端数処理の単位を「10 円未満切り捨て」から「1 円未満切り捨て」へ改正を行うものでございます。

今後、消費税率の改正がなされた際の条例改正事務の効率化を図る必要がありますので、今回改正の規定中、「税込価格（内税）」になっているものについては、原則「税抜価格（外税）」へ改正するものでございます。

改正のイメージが 2 番目でございますが、例といたしましては、公区会館・全館使用・

4時間以内の場合でございます。

左側から御説明をさせていただきますが、平成26年3月31日以前の価格でございますけれども、消費税率が5%…当時でございます、料金が3,500円でございます。ここに本体価格が3,334円となつてございまして、平成26年4月1日に消費税率が8%となりまして、この本体価格3,334円に8%を掛けまして266円、料金が3,600円としていたところでございます。その後、令和元年10月1日…現行でございますが、消費税率が10%となつてございますが、それ以降、この改正はされてこなかったというところですね、料金につきましては3,600円のまま、そして消費税を327円、本体価格3,273円ということですね、料金の改正をしていないということで、本体価格の實質引き下げ、61円安くなつているという結果でございます。

今回、10%に改正をするというところでございます、元々の3,334円…これを10円単位に…端数対応でございます、本体価格を3,330円、そしてこの価格に10%で1円未満切り捨てということで、消費税が333円、料金が3,663円という形に関係条例を改正するものでございます。

次のページでございます。3番目のですね、今回改正の対象とするものでございます。

1番から12番ございます。公区会館、証明手数料、公の施設、木質原料製造施設、一の橋集住化住宅、宿泊研修交流施設、土壌改良施設、農村活性化センター、公民館、体育施設、多目的宿泊交流施設、一般廃棄物処理手数料でございます。

また、4番目のですね、今回改正対象外のもの、既に令和元年10月1日以降に改正されているものにつきましては、御覧のですね…環境共生型モデル住宅使用料、そして令和2年4月1日については、サンル牧場使用料など、令和2年7月1日、育苗施設、令和4年4月1日、地域間交流施設使用料でございます。

以下、12条例ございますので、同じ考え方に基つきまして、この表のとおり改正をするものでございます。以上でございます。

○議長（我孫子洋昌君） ただいま提案理由の説明がありました、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（我孫子洋昌君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（なし）

○議長（我孫子洋昌君） ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

（なし）

○議長（我孫子洋昌君） 討論なしと認めます。

これから、議案第 18 号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（我孫子洋昌君） 全員起立です。

したがって、議案第 18 号は、原案のとおり可決されました。

○議長（我孫子洋昌君） 日程第 6 報告第 5 号「専決処分（第 1 号）の報告について」、日程第 7 報告第 6 号「専決処分（第 2 号）の報告について」及び、日程第 8 報告第 7 号「専決処分（第 3 号）の報告について」を一括議題といたします。

本案について、報告を求めます。

町長。

○町長（田村泰司君） 報告第 5 号 専決処分（第 1 号）の報告について、報告第 6 号 専決処分（第 2 号）の報告について、報告第 7 号 専決処分（第 3 号）の報告につきましては、関連がございますので、一括して御報告申し上げます。

本件は、地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づき、8 月 4 日から 6 日にかけて発生した豪雨災害に係る応急復旧のため、追加補正が必要となりましたので、専決処分を行ったものであります。

専決処分（第 1 号）につきましては、令和 5 年度下川町一般会計補正予算（第 5 号）でありまして、歳入歳出それぞれ 1,504 万円を追加し、総額を 56 億 4,554 万円としたものでございます。

概要を申し上げますと、災害復旧費におきまして、町道や林道の応急復旧に係る経費、小学校のフローリングの仮復旧に係る経費を計上しております。

専決処分（第 2 号）につきましては、令和 5 年度下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）であり、歳入歳出それぞれ 17 万円を追加し、総額を 3 億 7,980 万円としたものでございます。

概要を申し上げますと、災害復旧費におきまして、下川浄化センター放流口への排水ポンプ設置に係る経費を計上しております。

専決処分（第 3 号）につきましては、令和 5 年度簡易水道事業特別会計補正予算（第 2 号）であり、歳入歳出それぞれ 296 万円を追加し、総額を 15 億 2,385 万円としたものでございます。

概要を申し上げますと、災害復旧費におきまして、一の橋浄水場取水施設の応急復旧に係る経費を計上しております。

以上申し上げまして、専決処分の報告といたします。

○議長（我孫子洋昌君） 以上で報告を終わります。

○議長（我孫子洋昌君） 以上をもちまして、本会議に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。

これをもって、令和5年下川町議会定例会8月臨時会議を閉会いたします。

午後3時26分 閉会

○議長（我孫子洋昌君） 町長から申し出により挨拶があります。

○町長（田村泰司君） 臨時会議の閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げたいと存じます。

議員各位には、今臨時会議におきまして、大変御多用の中、全員の御出席を賜り、提案させていただいた案件をお認めいただいたことに深く感謝を申し上げる次第でございます。お認めいただきました議案につきましては、適正に対応するよう職員に周知をしております。

また、行政報告にて申し上げましたが、職員の不祥事について、今回の事件につきましては、誠に遺憾であり、公務員として重大な信用失墜行為であるとともに、町民の皆さまの信頼を損ない、誠に申し訳なく、深くお詫びを申し上げます。今後、このようなことがないように、職員の指導及び管理監督の徹底を図ってまいります。

本日は、誠にありがとうございました。

○議長（我孫子洋昌君） 本日は、以上をもって散会とします。お疲れさまでした。